

地方公共団体と民間との交流（民間→地方）

- 民間企業の従業員が地方公共団体で勤務する（一時的に地方で勤務し、その後復帰する）場合として、
- ① 企業の身分を保持したまま、地方公務員として勤務
 - ② 企業の身分をいったん退職し、地方公務員として勤務後、元の企業に復帰（国の官民交流法と同様、前もって民間企業との間で復職に関する取決めをしておくことも可能）
 - ③ 企業の研修の一環として、地方公共団体で勤務の3つのパターンが考えられる。

制度として定められている派遣の類型

	派遣もとに身分を残したまま採用①	派遣元を退職して採用②	（参考）研修派遣（受入）③	（参考）国家公務員の官民交流
制度	非常勤職員（特別職非常勤職員・会計年度任用職員）または、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく「任期付職員」として採用	同左	民間企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣	官民交流法に基づく「交流採用（雇用継続型または退職型）」
身分	地方公務員 ※ 会計年度任用職員または任期付職員の場合は、地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（特別職非常勤職員の場合は同条の適用はない。）	地方公務員	民間企業の従業員	国家公務員
給与負担	地方公共団体が負担	同左	民間企業が負担	国が負担
服務規律	地方公務員法上の服務規定が適用 ※ 特別職非常勤職員の場合は、適用なし	同左	地方公共団体と民間企業との協定に基づく	国家公務員法上の服務規定が適用

（参考）民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する際の留意事項について（R5.3.31総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡）（抄）

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等であっても、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

（参考）雇用保険に関する業務取扱要領（令和5年10月1日以降）適用関係 第3被保険者 20352(2)労働者の特性・状況を考慮して判断する場合（厚生労働省）

○地方公務員として出向する場合であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する任命権者の兼業許可を受けていること、その他出向に関する契約、協定、覚書等により、当該出向元との雇用関係を継続したまま、地方公務員としての身分を併有していると確認できる場合は、出向元事業主との雇用関係に係る被保険者資格を存続させる。

教育公務員にかかる兼職・兼業制度の概要

- 地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務遂行のために全力を挙げて専念しなければならない、また、職務遂行のために、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用い、その職務にのみ従事しなければならないことから、営利企業の従事等は原則として禁止され、従事する場合は任命権者の許可が必要となっている。
- 教育公務員も原則上記の制限を受けるが、教育公務員特例法による特例として、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合にはその職を兼ね、又は事業若しくは事務に従事することができることとなっている。

【地方公務員法】

(営利企業の従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りではない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県費負担教職員について本条を適用する際には、「任命権者」は市町村教育委員会と読み替えられている。

【教育公務員特例法】

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。)において認める場合には、給与を受け、又は受けず、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。)については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

【教育に関する他の事業若しくは事務】の範囲についての基準(昭34・2・27人事院職員局長回答)

1. 公立または私立の学校または各種学校の長およびこれらの学校の職員のうち、教育を担当し、または教育事務(庶務または会計の事務に係るものを除く。以下 同し。)に従事する者の職
2. 公立または私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
3. 前2号のほか、教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するものならびに地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
4. 学校法人および社会教育関係団体(文化財保護またはユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与または評議員の職ならびにこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
5. 国会、裁判所、防衛庁(注・現防衛省)または公共企業に付置された教育機関または教育施設の長およびこれらの機関または施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

地方公共団体の一般職任期付職員法の活用

任期付職員法の活用形態

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（任期付職員法）に基づく任用区分

任用区分		要件	採用方法	任期
特定任期付職員	3条 1項	○ 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要	選考	5年以内
一般任期付職員	3条 2項	○ 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要		
四条任期付職員	4条	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験又は選考	3年以内（特に必要な場合は5年以内）
任期付 短時間勤務 職員	5条	① 4条における①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供体制の充実 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替		

○ 条例により、特定任期付職員については固有の俸給表を適用可能。

任用の例（福岡県の場合）※3条1項活用

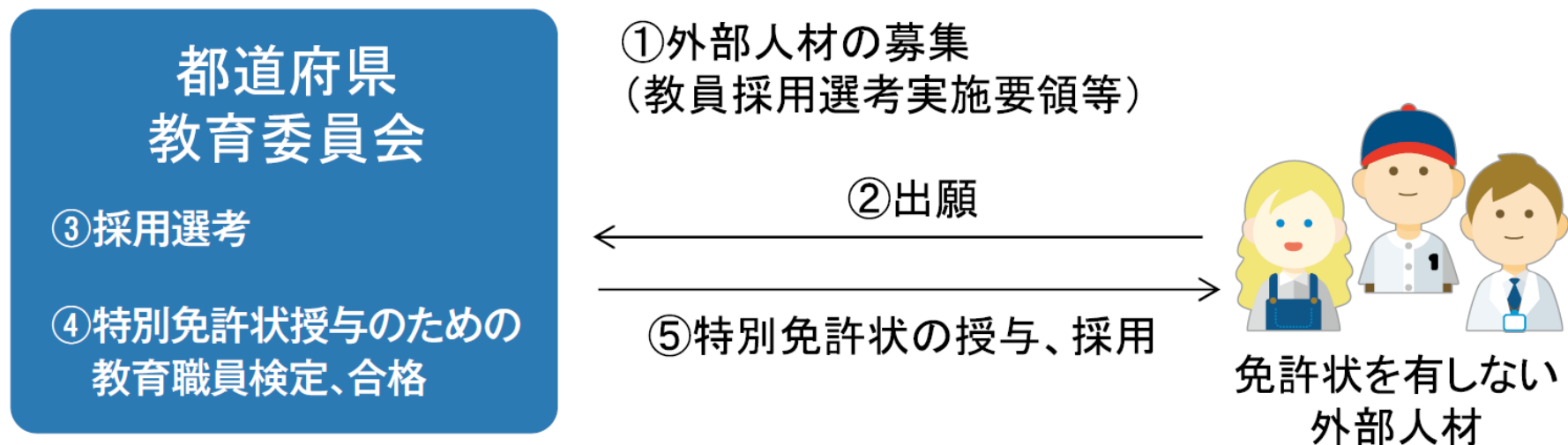
- 県立高等学校における統合型の英語力の育成のため、NET（Native English Teacher：ネイティブ英語教員）として任期付職員法第3条1項に基づく、“特定任期付職員”として任用。
- 従前、ALT（外国語指導助手）として勤務していた方など英語母語話者の外国人材を、特別免許状を付与した上で、6名任用し県立高校6校に配置。
- 当該任用された教師については「福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に定める俸給表を適用し、行政職員（一部を除く）の平均よりも高い俸給表を適用。

任用の例（川崎市の場合）※4条を活用

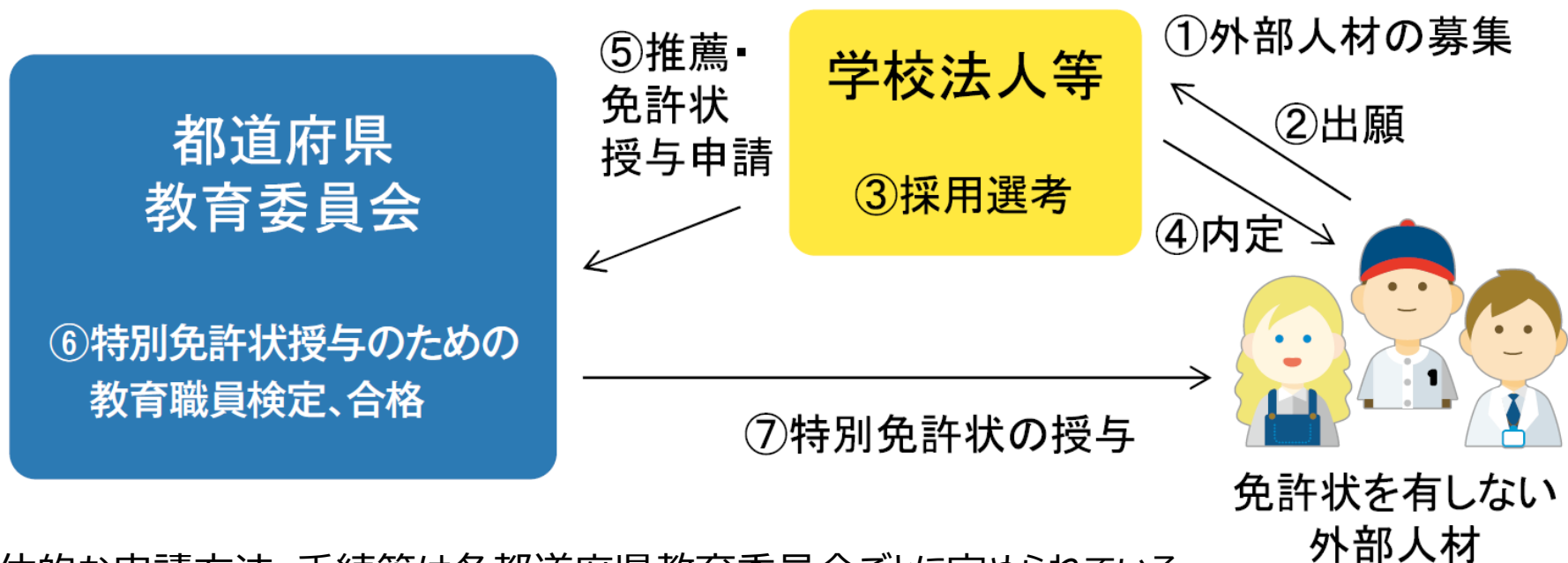
- 小学校の教諭及び専科指導担当教員として、3年間の勤務を想定し、12月頃に面接と小論文に基づく選考を実施。

特別免許状授与までの流れ（例）

（1）免許状の授与権者（都道府県教育委員会）が採用者の場合



（2）免許状の授与権者以外（私立学校法人等）が採用者の場合



※ 具体的な申請方法・手続等は各都道府県教育委員会ごとに定められている

(参考) 社会人等多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験（幼稚園、小学校）、1年間の教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。

